

令和6年第3回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和6年12月23日(月)

東洋町議会

余 白

令和6年第3回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和6年12月23日(月) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)

議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
3番	安岡 良仁 君	4番	高畠 俊彦 君
5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 1番 大坪 千倫 君 2番 廣田 斎史 君

令和6年第3回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和6年12月23日(月) 午前9時00分開議

- | | | |
|---------|------------|---|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 議案第77号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第78号 | 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第79号 | 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第80号 | 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第81号 | 東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第82号 | 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第83号 | 令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第10] | 議案第84号 | 令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて |

- [日程第11] 議案第85号 令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第86号 町道の路線認定及び廃止について
- [日程第13] 報告第7号 専決処分の報告について

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 6 年第 3 回東洋町議会臨時会を開会します。

(開会時間：9 時 0 0 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例 5 件、補正予算 4 件、その他 1 件、報告 1 件の、計 11 件であります。

日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第 126 条の規定により、1 番、大坪千倫君、並びに 2 番、廣田斎史君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

議会運営委員会委員長	(高畠 俊彦 議会運営委員長) 皆さん、おはようございます。 令和6年第3回臨時会、議会運営委員会の報告を行います。 12月20日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとする。 次に議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑・討論を合わせて、時間を1人1時間以内とする。また、執行部の答弁時間も1時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。 なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。
議長	(福島 登 議長) 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決定しました。 日程第3、議案第77号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第12、議案第86

町長	号、町道の路線認定及び廃止についてまでの件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。 長崎町長。 （長崎 正仁 町長） おはようございます。 早速でありますけれども、議案のほう提案させていただきます。 議案提案理由説明書の１ページからお願いをいたします。 議案第７７号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。 令和６年１２月２３日提出でございます。 提案理由でございます。 今年の人事院勧告により民間給与との較差を解消するため、職員の給料の引上げ及び職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数０．１月分を引き上げるため、本条例を改正しようとするものでございます。 なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。 続いて２ページからご覧ください。 議案第７８号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により
----	---

議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

続きまして、議案第 7 9 号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議案第 7 8 号及び第 7 9 号につきましては、関連がございますので一括してご説明をいたします。

今年の人事院勧告により、一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給月数を引上げることを踏まえ、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数を、近隣町村との権衡を図るため、0.1 月分引上げる改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて 4 ページをお願いします。

議案第 8 0 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

今年の人事院勧告における一般職の職員の給料の引上げを踏まえ、会計年度任用職員の給与等について職員の給与改定の取扱いに準じるため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第 8 1 号、東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

町独自事業の行政手続について、個人番号を利用することについて申請添付書類の省略化を図るため、本条例の全部改正をするものでございます。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

続いて 6 ページをお願いします。

議案第 8 2 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 6 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 4 9 0 3 万 5 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 億 4 5 5 9 万 5 千円とするものでございます。

歳入では地方交付税、国庫支出金を計上しております。

歳出では人事院勧告に伴う人件費、物価高騰対応重点支援給付金、物価高騰対応重点支援給付金、子供加算分を計上しております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第 8 3 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 2 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 5 4 万 9 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3 9 4 4 万 9 千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では人事院勧告に伴う人件費などを計上しております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

続いて 8 ページをお願いいたします。

議案第 8 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 3 1 6 万 5 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7 1 9 7 万円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費を計上しております。

なお、内容につきましては住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第 8 5 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計補正予

議長	算、第 3 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。 令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 歳入歳出それぞれ 6 2 万 2 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 8 0 万 8 千円とするものでございます。 歳入では繰入金を計上しております。 歳出では人事院勧告に伴う人件費を計上しております。 なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。 続いて 1 0 ページをお願いいたします。 議案第 8 6 号、町道の路線認定及び廃止についてでございます。道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり、町道の路線を認定及び廃止することについて議会の議決を求めます。 令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 議案書の下の方のとおり、町道白浜 1 3 号線と甲浦 4 号幹線を接続することに伴い、終点を変更することになり、旧路線を廃止し、新たに路線認定をしようとするものでございます。 内容につきましては産業建設課長補佐が説明をいたします。 以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
----	---

総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは議案第77号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 議案関係資料の1ページ、新旧対照条文の1ページをお願いいたします。まず、新旧対照条文にてご説明いたします。 今回の改正は、人事院の勧告により、民間と職員の給与較差を解消するため、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.1月分の引上げと、一般職の職員給料の引上げに係る改正でございます。今年度分を第1条で、令和7年度分を第2条に分けております。 まず第1条、今年度分についてでございます。12月期末・勤勉手当について、それぞれ0.05月分ずつ引上げる改正でございます。期末手当第16条第2項、左側の現行、一般職の職員について、100分の122.5を、0.05月分引上げ、右側の改正後、12月に支給する場合には100分の127.5としております。 2ページに移ります。第3項、定年前再任用短時間勤務職員では、先ほど説明いたしました12月分の支給割合の読み替え文の追加となり、現行の100分の68.75を、0.025月分引上げ、改正後12月分の支給割合を、100分の127.5とあるのは100分の71.25としております。 勤勉手当第17条第2項第1号、一般職の職員について、3ページに移ります。 現行、100分の102.5を、0.05月分引上げ、改正後、12月に支給する場合には100分の107.5としておりま
-------------	--

す。第2号、再任用職員では、現行の100分の48.75を、0.025月分引上げ、改正後、12月に支給する場合には100分の51.25としております。

次に、議案関係資料の2ページをご覧ください。行政職給料表の改正でございます。

1級から6級まですべての号給で改正があり、差額といたしまして3300円から2万6300円の幅での増額となっております。

17ページをお願いいたします。附則第1条、公布の日から施行し、第2項、令和6年4月1日からの適用でございます。

新旧対照条文の4ページに戻ります。

第2条では、令和7年度の期末・勤勉手当について、第16条の期末手当、第17条の勤勉手当とも、今年度の年間引上げ分0.05月を6月と12月の2回に振り分けるため、一般職の職員については、半分の0.025月分を、定年前再任用短時間勤務職員については、半分の0.0125月分を、それぞれ今年度6月の支給割合から引上げる改正としております。こちらにつきましては、令和7年4月1日から施行するとしております。

次に、議案関係資料に戻ります。10ページをご覧ください。こちらは令和7年度、行政職給料表の改正でございます。こちらにつきましては3級から6級までの給料の改定でございます。

17ページをお願いいたします。第2条の規定については、令和7年4月1日から施行する、でございます。

また、号給の切替え等について、その下の部分ですが、第2条で、令和7年4月1日に号級表の切替えがございます。18ページをお願いします。こちらの下段のほうから附票別表切替表を掲

載しておりますのでご覧ください。説明については以上でございます。

続きまして、議案第 7 8 号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案関係資料は 2 5 ページから、新旧対照表は 7 ページからでございます。新旧対照表にてご説明いたします。なお、令和 6 年度期末手当支給に関する資料（議会運営委員会資料）として、近隣市町村の支給率を配布しておりますので、合わせてご覧下さい。

この改正は、先の議案を踏まえ、今回、近隣市町村の特別職の期末手当率を勘案し、特別職の期末手当 0. 1 月分引き上げる改正としております。

現行、1 0 0 分の 1 6 0 を、0. 1 月分引上げ、改正後、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 0 としております。8 ページに移ります。第 2 条では、令和 7 年度の期末手当について、今年度の年間引き上げ分 0. 1 月を 6 月と 1 2 月の 2 回に振り分けるため、半分の 0. 0 5 月分を今年度の 6 月の支給割合から引き上げる改正としております。以上でございます。

続きまして、議案第 7 9 号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案関係資料 2 7 ページから、新旧対照表 9 ページでございます。新旧対照表にてご説明をいたします。

この改正は、町長等の給与と同様でございます。議会議員の期末手当についても 0. 1 月分引き上げる改正をしております。

現行、１００分の１６０を、０．１月分引上げ、改正後、１２月に支給する場合には１００分の１７０としております。１１ページに移ります。第２条では、令和７年度の期末手当について、今年度の年間引き上げ分０．１月を６月と１２月の２回に振り分けるため、半分の０．０５月分を今年度、６月の支給割合から引上げる改正としております。以上でございます。

続きまして、議案第８０号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案関係資料２９ページ、新旧対照条文８０ページをお願いします。

今年の人事院勧告における一般職の職員の給料の引上げを踏まえ、会計年度任用職員の給与等について、職員の給与改定の取り扱いに準じるため、改正するものでございます。

会計年度任用職員の給与改定について、職員と同様の取扱いとなるよう、給与改定の実施時期等の取扱い、第２７条を新設し、職員の給与改定の取り扱いに準じるようにするものでございます。今回、一般職の職員の行政職給料表の号給が改正される令和６年４月１日から、会計年度任用職員の給与等についても、同様に新たな給料表を適用し支給することとなります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（自席より、よくわかりました。との発言あり）

（福島 登 議長）

生松住民課長。

議長

住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 それでは、議案第 8 1 号、東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例を改正することについてご説明いたします。 議案関係資料 3 2 ページでございます。 まず、議案関係資料の説明の前に、初めに、法律の概要と改正理由についてご説明をいたします。 この法律は、個人番号、マイナンバーのことですが、個人番号を利用して、その個人番号により特定された個人の情報、住民票とか地方税の情報でございますが、をオンラインにより、各自治体が利用できるということが規定されております。 これにより、様々な行政機関等などにおける、申請時等の添付書類が省略することができます。 しかし、この法律では、この個人情報の利用については、原則、法律に規定している全国的で一般的な行政手続の事務のみしか個人情報は利用できず、町独自の行政手続の事務においては、各自治体が利用事務などの条例の制定及び東京にある、個人情報保護委員会の承認、そして内閣総理大臣への通知が必要となり、それをもって町が利用できる仕組みとなっております。 なお、この条例について改正前は条例中、町独自の事務が規定をされておりました。 これはまだ本町として独自の利用を想定していなかったものでございまして、今回の改正は、町独自の事務を明記して個人情報
-------------	--

報を利用するためでございます。

また、今回の改正は、多岐にわたる改正になり、複雑になるため、今回全部改正としております。

それでは改正の説明をいたします。

議案関係資料の 3 2 ページから 3 3 ページにかけて、本条例の第 1 条から第 3 条までは、その趣旨、それと条例の用語の定義、それと町の適正な取扱い、地域の特性に応じた施策の実施の責務を規定しております。

次に 3 3 ページから 3 5 ページにかけて、第 4 条では、個人番号の利用範囲、第 5 条では、特定個人情報の提供ということで、先ほど申し上げました、町独自の行政手続の事務とその利用する個人情報を規定しております。

この条文では分かりにくいのでそれをまとめてあるのが別表でございます。別表によりご説明をいたします。

3 5 ページの別表第 1、第 4 条関係をご覧ください。

この表は左欄には、左の欄には、町独自の行政手続における事務をする機関を記載し、右の欄、右欄には、町独自のどのような事務なのかを記載しております。

1 では、町長の機関の東洋町福祉医療費助成に関する条例の事務、次の下段の 2 では、東洋町ひとり親家庭医療費助成に関する事務、次の下段の 3 では、教育委員会の東洋町ふるさと創生育英資金貸付条例の事務、3 6 ページに移ります。

4 では、東洋町要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給に関する事務を規定しております。

これにより、町独自の事務を明記しております。

次に、別表第 2、第 4 条関係をご覧ください。

この表は先ほど申し上げました事務に係る個人の情報を利用する具体的な情報を、右の欄の特定個人情報の欄に記載をしています。

具体的な情報を事務全般でご説明いたしますと、特定個人情報の欄をご覧いただきたいと思います。住民票に係る情報、地方税に係る情報、37ページにかけて障害等に係る情報、38ページにかけて、医療保険各法に係る情報、そして生活保護に係る情報、そして39ページにかけて先ほどご説明した情報のほかには、児童扶養手当に係る情報でございます。

これは町が審査等するために必要な情報を載せております。

次に別表第3、第5条関係でございます。

第5条、別表3では、本町内の情報の提供について規定しております。

これは本町の町長と教育委員会は同一の自治体内にございますが、法律では、情報の提供は機関ごとと捉えるため、法律の面から個人の情報の提供に制限がかけられますことから、その提供を可能とするために明記するものでございます。

40ページをご覧ください。

本町においては、左欄の情報照会機関の欄の教育委員会が、例えばふるさと創生育英資金及び要保護援助費の事務において、中段の情報提供機関の町長が、右欄中、ごめんなさい、右欄の個人の情報を提供できるように規定したものでございます。

ちなみに、各種情報であって規則で定めるものと、欄の中には最後に書いてあると思いますが、これは規則において、各種情報のどの情報が必要するか等を規定しておりまして、例えば住民票の情報であれば、もっと細かくどういう情報が欲しい、必要なの

	かっていうのを記載しておりまして、住民票の情報であれば世帯の情報、地方税であれば、町民税の課税内容の情報、障害関係の情報であれば、何級の情報、各医療保険給付関係情報であれば、保険資格の情報などを本町は規定しております。 以上でございます。 最後に、この条例改正は、個人情報保護委員会の審査のため提出することになります。 審査による修正があると思われますが、この審査につきましては、改正の公布後をもって提出するルールとなっており、事前調査、審査ができません。ありません。 修正がある場合は、また議会に提案をすることをご了承くださいますよう、お願い申し上げます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、議案第82号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第6号を定めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ4903万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4559万5千円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは議案第 8 3 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 2 号を定めることについてご説明いたします。予算書 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 5 4 万 9 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3 9 4 4 万 9 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) おはようございます。 令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 3 号についてご説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。 補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 3 1 6 万 5 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 7 万 1 千、すいません、間違えました。5 億 7 1 9 7 万円とするものでございます。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) おはようございます。 議案第 8 5 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについてご説明いたします。 予算書の 1 ページをお願いします。 歳入歳出それぞれ 6 2 万 2 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 0 8 0 万 8 千円とするものでございます。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 議案第 8 6 号、町道の路線認定及び廃止について、私のほうからご説明いたします。 説明にあたりまして、この A 4 判の議案第 8 6 号資料を見ながら説明したいと思います。 この町道白浜 1 3 号線を新たに路線認定する部分を、赤色の矢印で、廃止する部分を青色の矢印で示しております。 これは、明神通りから小池川付近まで伸びている赤色の矢印部分を新たに路線認定し、重複する既存の青色の矢印部分を廃止す

議長

るものです。

路線認定につきましては、町道として建設するための用地の確保が整ったことに伴い、今回提案するものでございます。

詳細についてはまだ決まっておりませんが、来年度から国庫補助事業を活用し、詳細設計や工事などを実施していく予定であり、完成には数年を要します。

この国庫補助事業の申請要件に、まず、町道の路線認定を町議会において承認を得ていくことが条件となっているため、今回路線の認定と廃止を提案させていただいた理由でございます。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

ここで休憩します。再開は１０時０５分です。

(休憩時間：９時５０分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：１０時０５分)

日程第３、議案第７７号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑・討論について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、１人１時間以内、答弁時間も１時間以内とし、質疑については、一問一答方式で行います。

また、議会議事規則第５４条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはな

3 番議員	らず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、なお従わない場合は発言を禁止します。 なお、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上挙手願います。 これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、えっと、どの分かな…え？え？との発言あり） 今言うたとおり 7 7 号です。 （自席より、ごめんなさい、間違えちゃった。言うて…との発言あり） 安岡さんが手挙げたので安岡さんから。 3 番、安岡良仁君。 （安岡 良仁 議員） おはようございます。 私のほうから、議案第 7 7 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、お聞きをいたします。 今回の人事院の勧告により、職員の初任給の引上げ、給料表の改定、また、勤勉手当の支給率の引上げ等々の国家公務員の給与が 3 3 年ぶりに大幅に引上げられております。
--------------	--

	高知県においても、職員の給与改定について、高知県人事委員会から意見・報告等が挙がっていると思います。 1点、まず質問いたします。 今回の給与改正条例は、人事院勧告に準拠しているのか。また、高知県人事委員会の意見・報告に準拠しているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 東洋町では、国に準拠する改正を行っております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 人事院勧告に準拠していると答弁をいただきました。 再問ですが、国からは、人事委員会を置いていない市町村においては、都道府県の人事委員会における公民給与の実態調査を参考に、適切に対応することとし、公務員の給与改定に関する取扱いは国のほうから示されていると思います。 今回高知県人事委員会からの報告では、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図って措置すべきと

議長	の意見が示されております。 今回、人事院勧告に準拠した理由についてお伺いいたします。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 国及び県の方から、高知県下における給与制度の総合的見直しを実施するよう、平成29年4月1日に指導をいただいております。東洋町では、国に準拠する体制をとっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 7番、田島毅三夫君。 (自席より、議長、この問題をとの発言あり) どうぞそこへ行ってから。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 一般会計の、今言う、こっちのほうでやるつもりだったんで、今の、どっちでも構いません…これでいいか。
議長	(福島 登 議長) 一般会計というのはいかんで。…でやってくださいよ。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら、何点かお聞きしたいと思います。 一般職員の給与条例の改正についてということですが、ややこしいなるなあ。 1 3 ページ一般会計でやるつもりだったきに、こうなって
議長	(福島 登 議長) 一般会計でやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほうしょうか。そのほうがええな。分かりました。
議長	(福島 登 議長) 一般会計でやってください。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより、討論を行います。 討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。 まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 7 7 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 7 8 号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 7 8 号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 7 9 号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 7 9 号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決

します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 80 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 80 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めま

3 番議員	す。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり、可決されました。 日程第 7、議案第 8 1 号、東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例を改正することについての件を議題とします。 質疑はありませんか。 8 番、すいません、3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) 議案第 8 1 号、東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例を改正することについて、何点かお伺いをいたします。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づき、市町村が社会保障、地方税、防災に関する事務その他の事務であって、条例で定める事務を独自利用事務として行うことと定められております。 今回、マイナンバー制度も円滑な運用をしながら、同時に個人情報の保護にも万全を期し、住民への説明責任を果たし、町の独自利用事務として、条例、今回全部改正がされております。 1 点、お伺いをいたします。 東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提
--------------	---

議長	供に関する条例を定める目的、理由についてお伺いをいたします。 (福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 簡単に申しますと、添付書類の省略ということになります。 今現在、行政機関等で申請する場合、何かしらの行政の所得証明が必要になる場合がございます。 例えば住民票の住所地、または所得税の金額、所得状況、等々はですね、以前は紙ベースでの提出になります。 紙ベースの提出になりますと、住所地がある自治体などで、紙ベースのその証明書を取得しなければいけなくなりまして、その自治体へ出向くことになります。 今回、これをオンラインでデータが見れることになりますので、その申請者はその自治体へ出向かなくても、構わないと。こちらの職員のほうがそのデータを確認することになりますので、住民の利便性が向上するということになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

議長	住民の利便性が向上するという答弁をいただきました。 次にもう１点、お伺いをいたします。 （福島 登 議長） 二つ目の質問になるということ。
３番議員	（安岡 良仁 議員） 質問です。二つ目の質問に移ります。 このマイナンバーは、個人を特定できる、重要な情報です。 今回の条例で、マイナンバーを含む個人情報を適切に管理し、漏えいや不正利用を防ぐために具体的にどのようなルールをつくっているのか、お伺いをいたします。
議長	（福島 登 議長） 生松住民課長。
住民課長	（生松 克祐 住民課長） 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 安全性ということでございますが、皆様方も大変ご心配されておると思います。まずこの個人情報はですね、全国にあるネットワークで安全面を強化して統一的にセキュリティ強化をしている回線でございます。 これがまず１点でございます。 そして本町では、セキュリティポリシーを定めておりまして、そこでどういった措置をするのか。例えば、コンピューターの入出とか、どういった回線を使ってどういった安全性を求める

	のかっていう規定を細かく規定はしております。 それに基づいて、運用をしてまいるとのことでございます。 大きくは、国が定める安全性の高いネットワークに乗ってるといっていただいてもございますので、そこでセキュリティーは確保されているというふうに私は思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 新しい質問に移ります。
議長	(福島 登 議長) 3 つ目の質問。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。今回町の独自利用事務として、今回、全部改正をされておりますが、このマイナンバー制度に関する情報を公開し、住民の理解を深めることで、制度に対する信頼性が高まってくると思います。 マイナンバーの利用目的や特定個人情報の取扱いについて、住民に分かりやすく説明するためにどのような周知・啓発を図っていくのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 住民に分かりやすくということでございますが、この個人番号が始まったときにですね、自分自身がどういう情報をオンラインによって取扱いしてるかっていう事の議論がございまして、その確認のためにですね、国はマイナポータルサイトっていうサイトがございます。そこで、本人の暗証番号等でログイン、入っていただきますと、自分がどの申請に対してどの情報が使われているかというのが一覧で示されているようになります。 そこで自分の情報がどういうふうに使われているかということとを明確に分かるようになっておりますので、そういう制度をご説明し、本人が確認していただき、もしその情報、個人情報に本人の意に反して使われているっていうことであれば、またそこで、どういう情報が使われてるかっていうのは、また行政機関に訴えるっていう制度もございますので、そういうふうなところで住民の皆さんは確認していただきたいとは思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) コンピューターをよう使えませんで、ほんまに子どものよう

	な質問になるかも知れません。 マイナンバーカードの利用及び個人情報の提供に関する条例 のことで、何点かお聞きしたいと思います。 現在東洋町では、住民さんのどれぐらいの方が今加入されてい るか、まず1点聞きたいと思います。それから、
議長	(福島 登 議長) 加入じゃないん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これカードありますね、カードの発行の数
議長	(福島 登 議長) 一つずつ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) え、一つずつ。長うなるよ。いっぺんに。
議長	(福島 登 議長) カードの加入者をまず聞いていただくんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら、ひとつお願いします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 人数につきましてはちょっと忘れてしまいましたが、加入率はたしかですね、97%ぐらいあったと思います。2千人は超えてたと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 私も入ってますけれども受けてますけれども、これによってもう国民保険証はもう要らなくなるんですよね。これはまあお聞きしたいと思います。それから、今これによって住民さんのメリットというのは今お2人の話の中でだいぶ聞いたんですが、まだはつきり分かりませんが、ちょっとお聞きしたいと思います。 この間でですね、何か問題が起こったことはありませんですか。現状というか、何か苦情とかそういう問題起こったとか、あれば教えていただきたい。 そしてまたその起こった場合ですねそういう問題が、
議長	(福島 登 議長) 田島さん一つ一ついこうね。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 一つ一つ。

議長	(福島 登 議長) それじゃないとわからんようになる。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これぐらいやったらいいか
議長	(福島 登 議長) 再問やね。再問やね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね、はい。 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 本町で苦情というのはございませんが、マイナンバーカードをやめるとい方は何人かおります。もう数名でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。再々問ですか。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問というかもう続けてやるつもりやったんやけどね。
議長	(福島 登 議長) もう 3 回目になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 3 つ目の質疑です。
議長	(福島 登 議長) え、待ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 新たなもんとして
議長	(福島 登 議長) 新たな質問ですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はいはい。何件かそういうことあったということですが、今後これからまたわしはさらにいろいろとあのね、こういう利用したりする方が増えていったら、また逆にまたそれを何してそのカードを使ってというようなことも、ネット関係に詳しい人だったら何するか分からんというような時代に入ってます。そういう問題が起こったときにはどのようにしていくか。住民さんの年のいった方なんかやったらほとんどわからんずつにそれをね、使ってい

議長	く、利用されたり、そういうときに起こったときに、これは個人の責任になるんですか。これでも行政やらそういうところの、何かそういうものは、出るんでしょうかね。それから (福島 登 議長) 田島さん、質問することを明確にやってくださいよ。 もう分からへん。私もなんか何聞いとんかわからへん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解了解。そういう問題が起こったときに、個人情報で全てやらなければいけないのか。 何かその抜けたね、そのシステムに何か抜けたような問題があったときに、住民さんとしたら私らも高齢者ですけども、
議長	(福島 登 議長) 抜けたっていうのは
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう人らがちょっとやっぱ手が抜けたり分からなかったりしてから害を受けるようなことも、これから起こってくると思うんですよ。そういうことをフォローするのはどのようにしたらいいか、考えているか。 そういう問題に対するこのフォローですね、それが起こったときには、町としてはもう知らない、責任はあなたにあるんですというようになってしまうのか、町はある程度また何かしていくのかちょっとそのところが、

議長	(福島 登 議長) 田島さん、セキュリティーに問題があったときにどうするかということですか
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) けんど課長はわかってくれているような格好しよるきに。
議長	(福島 登 議長) ほなもう答弁もらいますか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) ええんですか。 ほな二つ目の質問の 1 回目です。 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 問題が起こったときにということでございますが、その問題の内容にはよります。 まずネットワーク全体で考えると、国がいろいろこのセキュリティーを強化するために対策をとっております。 このネットワークは全国そうなんですけども、情報提供ネット

	ワークシステムというシステムの中に入っております。その中でセキュリティーを強化しているということでございます。そこで何らかの情報が不具合により漏えいするとなると、運営している、大元の東京にある機構なんですけども、その話にはなってくるかと思います。 そしてもう一つ不正に職員が見るところになりますね。 どうしても、人間が触る関係上、一職員が不正にその情報を得る、見る、閲覧する、ということも考えられます。 そうなると、自治体の責任になるということで、その問題に関しては、その事情によって、その責任の所在が変わってくるとは思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 説明を受けました。 確かにそういうことだと思う。ただ今が現段階ではどうにも分らん状態です。しかし確かにね、これうちはまだ心配しているのは便利になる反面、ものすごいこれはうちはねえ、大きな全国的にこれから将来的にも大きないろいろなものに悪用されて、皆がえらい目に合うことは…
議長	(福島 登 議長) 田島さん、質疑やったら質疑…

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういうことで、また今後は町のほうで独自のまた検討をお願いしたいと思います。対応の検討ね。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより、討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 8 1 号、東洋町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例を定めることについて、失礼しました。条例を改正することについての件を、挙手により採決します。 本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 8、議案第 8 2 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 6 号を定めることについての件を議題とします。 質疑はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議案第 8 2 号、令和 6 年 1 2 月 2 3 日の一般会計の補正について、何点かお聞きしたいと思います。 まず一つ目、1 3 ページの一般職員の給与条例の改正についてとまとめました。すいません。全部言いましょうか、ほんなら。長うに。表題のあの。1 3 ページの一般職員の給与条例、給与の…
議長	(福島 登 議長) 田島さん、どの節のどの部分ということで言ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はいはいはいはい。
議長	(福島 登 議長) 皆さんが分かるように。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	はいはいはいはいはい。 13ページの、193万円。これですね。 2節、給料のところの下の方です
議長	(福島 登 議長) 総務費の部分ですか、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一般管理費、管理費、一般管理費、193万
議長	(福島 登 議長) 給料のところですね
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。この民間給与とは、この中に説明がありましたね、民間給与との較差を解消するためとして、一般職員給料193万円が追加計上されたと、こう説明を受けましたね。 この民間給与とは本町のどのような住民さんの給与を何して、給与として対象として、差があるのか、差をつけたのか、差があるとしてから補助したのか。それをお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 少しお待ちください。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 本年は約１万１７００の民間事業所の約４７万人の個人別給与の調査をしています。 それから、人事院の勧告によって、格差等の発表をなされておるところでございます。 （自席より、町のはしてないんかということよ。との発言あり） 東洋町においては、そういう調査は実施はしておりません。 （自席より、おりません。との発言あり） 以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 国からのあれですからね、国もその一つ一つの町のことは関係はないと思いますけれども、けれども我々としたら、もう現在のようにこの住民さんが今厳しい状況にある中でね、ほんでこういう
議長	（福島 登 議長） 田島さん、再問ですか。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） うん、再問。
議長	（福島 登 議長）

	簡潔にお願いします。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) やってる中で、住民さんの給与を対象にしてから決めたところあったもんやきんほら、それはそれをやってないとなったらあんまり無責任じゃないですか。今現状よそはものすごい発展してるところがあるんです。
議長	(福島 登 議長) 田島さん。自己の意見じゃなしに質疑ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、説明しよるわけやきに。
議長	(福島 登 議長) 質疑をやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 東洋町は今、農林・漁業。商業は全部衰退していきょう。
議長	(福島 登 議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 落ちていきょう。

議長	(福島 登 議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こういう中でね
議長	(福島 登 議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 話がどんどんどんどん広がっていくんで
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これぐらいのことは言うてもかまんやろ
議長	(福島 登 議長) 質疑をやってください
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) このぐらいのことはかまんやろ。言わんと住民は分らんから。だからそういう人らを対象にしてやったということに
議長	(福島 登 議長)

	簡潔にやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう一度答弁をお願いしたい。
議長	(福島 登 議長) どういう答弁を。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほやきに今後これをわし反対討論するからこれは。変えてくれと、こういうことは。ほやきにもう一度このままいくかどうか確認したい。
議長	(福島 登 議長) 聞きたいことがわからんです。 聞きたいことをもう一度、明確に聞きたいことを。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こういうほら、ちょっとあんまりにもあやふやなそういうね、国のあれだけをそのまま受けて、ほんでほの民間の人との差額が出るからそれをフォローするやいうような説明を受けて、東洋町がしようとしようから、そうじゃなくて町は町の中での対応をしてから、住民さんに合わせて少なかったら増やすということは納得できるけども、それは分らん状態でそれをそのままするのは現状見たらわかるわけやきに、今現状は東洋町の現状はね、生活しよう現状は。そうしたらこれ上げるというのは職員だけ上げる

	ってのは納得いかない。ということで
議長	(福島 登 議長) 納得いかんというのは
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから、もういっぺん考えませんかという質疑。
議長	(福島 登 議長) それは自己の意見です。自己の意見です。 質疑ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 検討を求めるはいかんかい。
議長	(福島 登 議長) 質疑ですよ。自己の意見を求めて
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よっしゃわかった。ほんなら反対でやる。討論でやる。 (自席に戻りながら)一応何で、もういっぺん帰って2つ目の質問します。かまいませんか、2つ目。
議長	(福島 登 議長) そらかまんですよ。 この議案に対する2つ目の質問。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、2 つ目。
議長	(福島 登 議長) どうぞ。何ページとか節を
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うちもほら今日説明受ただけですから、急によろ何せん、間違うちよったら言うてください。2 つ目です。今回アップされた 0. 1
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいよ。まず僕が言うように、ページと節のどの部分かを言っていたらいい。全体まとめて言うのは答弁できかねんのでね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あのね、結局ほら、全然勉強ができとらんのよ。
議長	(福島 登 議長) ゆっくりでかまないので、やってください。ゆっくりでかまんです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今言う 13 ページ、今言いましたね。ほんまにだあ。ちょっと

	ほんなら先に飛びますが、１６ページあけてください。
議長	(福島 登 議長) １６ページ
７番議員	(田島 毅三夫 議員) １６、１７ページで質問したいと思います。 ここに１０節、需用費やらずっと下にあります、役務費、ずっと並んでます。それについてちょっと何点かお聞きしたいと思いますが。今回アップされたのは０．１パーセント
議長	(福島 登 議長) どこをやりようか言ってください。 きっちり
７番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと待って、ほやきにわしがほらさっきの議案でしょうかと思ったけど一般会計のほうですということになったきにこうなっちゃんです。
議長	(福島 登 議長) いやだから、どの節でどの部分について聞きたいと明確に言われないと、やっぱり答弁ができかねんと思うんです。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) この資料の中に、議案関係資料の中のここ見て勉強しました。

	2 ページ目です。2 ページ目にこの一覧表が出てるんですよ。これも自分なりに勉強したきに間違うちょったら言うてください。この中に
議長	(福島 登 議長) 田島さん、今 82 号やりようですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だあ、そうなんです。ほんでただその金額はそれは予算に組み込まれちゃうから、その予算の中で予算書の中でこれは問題だというて今質問しよんです。あのときにその議案の中でせずにこの一般会計の中でしょうとして、あなたそのほうがええと言ったきに持ってたんです。ほんでまあ聞いてください。 この今の中には
議長	(福島 登 議長) どこ言いようですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 ページ。
議長	(福島 登 議長) 2 ページは 77 号です。 (自席より、ほんな終わったがいかん…との発言あり) もう終わっちゃうです。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいや、終わったんやなしにほら、一般会計の金額の 2 0 0
議長	(福島 登 議長) あのね、質問するときにね、関係資料を使うんであれば 8 2 号 でやってくださいよ。 そうじゃなかったら終わったことを、終わっとう議案に対して ね、また話しするというのはちょっともうそれは許可できません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今ですね
議長	(福島 登 議長) 8 2 号ですよ。議案は
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 8 2 号やね、8 2 号。ほんでこれでどこやったか 1 8 4 万円。 もういっぺん戻ります、1 3 ページに。
議長	(福島 登 議長) 1 3 ページに戻る。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うん。職員の期末手当で 1 8 4 万円アップしてるんですよね、 これはね。

議長	(福島 登 議長) え？どこ見ようですか。 (自席より、もっと整理してやらな…との発言あり) 13ページ
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんまに待って、ごめんなさい。 もうほらほうよ、全然ほらここで今日説明を受けてじきな質問やきに。ごめんなさい。1番下の段の一般職給料193万円アップしてるんです。
議長	(福島 登 議長) はい。先ほどの部分です。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) このことについてほら、うちは最初の議案でやると言ったけどここでやるきにだぶってるんですけども、このアップについてね、私はもうこの何を見たんです、この職員の今言う、関係資料の中のね、2ページの。例えば6級の方一つとってもね、6級の方
議長	(福島 登 議長) 田島さん。もうだから
7番議員	(田島 毅三夫 議員)

	だあいはいいや、だからこのアップはもう私は不要やという質問しようとしよんです。ほんで不要やから理由を聞きたいと。
議長	(福島 登 議長) それはね、討論でやっていただいたらいいと思う。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 理由を聞こうとしよる
議長	(福島 登 議長) 今はね質疑ですのですね、反対とかいうのはねもうそれは、賛成討論反対討論、討論で述べていただければ、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それはかまん、理由を聞こうとしよる。どうして上げたか。ほんでね
議長	(福島 登 議長) 理由はだから人事院勧告という話が出たんですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやさっきの説明の中に1級2級はそのままになってるんです。3級から上が上がってるんです。
議長	(福島 登 議長) それはだから77号でしょう。77号の質疑でせないかん。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) けんどもうほんまに頭混乱ちょらほら。ほやきに
議長	(福島 登 議長) 田島さん。 (自席より、発言あり) もう討論でやることを勧めしますが。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) けんどこれはこんなことでは内容がわからん。 (自席より、発言あり) 国からの公金やきにやったんでしょうけども、でその今言う 1 級 2 級は
議長	(福島 登 議長) 田島さんだからもう
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よし、わかった。
議長	(福島 登 議長) 反対賛成でするならばもう討論でやっていただきたいと思います。 よろしいですか、田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	(自席より) ちょっと待って。その分はやめてこれで終わります。 もう一つあります。
議長	(福島 登 議長) 新たな質問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) はい、そうです。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。 新たな問題ですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こんなことでほんまに。 16 ページから 17 ページ、臨時福祉給付金が 2480 万円出てるんですよ。
議長	(福島 登 議長) 16 から 17。どこですか。 私にも分かるように言うてください。どの節ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 誰か議員の方で応援の方はおりませんか。 (自席より、おりませんとの発言あり) おりませんか。

	じゃあ１人でやります。
議長	(福島 登 議長) ゆっくりでかまないので、ページと節を言っていただいて、どの部分のことかっていうことをちゃんと言っていただいて。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 16 ページの7 目。臨時福祉給付金がここで2480 万出てるんですよ。わかりますか。
議長	(福島 登 議長) 何節ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 節でいくか。12 節と18 節。
議長	(福島 登 議長) 18 節。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 12 節委託料と18 節の負担金補助金及び交付金、その結局合計が2400 万なのか。
議長	(福島 登 議長) 一つずついってください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいや、ほんでわしが言よんのはそうやなしにね
議長	(福島 登 議長) 委託料ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 説明では所得の低い非課税世帯住民さんへの支援として2100万円が計上されたと。
議長	(福島 登 議長) ということは18節でお聞きしたいんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 両方結局同じやけどね、その下の分も入れてね80万円も含めてやけどね、
議長	(福島 登 議長) 18節ね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、ほんでそういうように説明されました。 弱者支援に私は賛成します。しかし、現在町ではどれほどの世帯人数が対象になっているのか。それは3万700人という説明先ほどの質問の中でありましたので、これはわかりますが、ではその非課税世帯のパーセントは他町とこれは、いやあ、一応一つ

	目はこれでいきますんで、非課税世帯のパーセントを他町と比べてどうですか、東洋町の場合は。多いのか少ないのか。参考資料としてお聞きしたいと思います。まず１点目。 （自席より、参考資料や聞くもんやないで。との発言あり） （自席より、こんな質問できんようになるきに。ほんならよしわかった。これを質疑しといてとの発言あり）
議長	（福島 登 議長） 田島さんごめん。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） もうほんまにけんど
議長	（福島 登 議長） 僕もわからんですよ。田島さんが聞きたいことが。もうちょっと一問一答なんでね。一問一答なんでそれやったら、ここの１８節の補助金の給付金の部分、それについてとかはっきり質問していただかないと、
７番議員	（田島 毅三夫 議員） それはまあ置いといて、次の質問二つ目で話しますが、そういう聞いた上で質問しようとしたけれども、もうそれで置いといて、二つ目がシステム改修委託料２７５万という
議長	（福島 登 議長） どこのこと言よんですかまた

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) この上よ。今言う委託料 1 2 節よ。 見てくれちょっとお前もう。
議長	(福島 登 議長) 見ようです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 見よったらわかるやろここに。1 2 節の委託料と言うのやきに。
議長	(福島 登 議長) 見ようです。 (自席より、議長にお前やいう言葉があるかとの発言あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさい、あなたも。ほんでこの 2 7 5 万というのは
議長	(福島 登 議長) 1 2 節委託料の 2 7 5 万のことでお聞きするんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういうことになりますね、1 番目はできなんだきにね。 ほんでこういうのはほのね、私はほら、2 1 0 0 万円と 2 7 5 万で合計 2 8 0 0 万、7 0 0 万 8 0 0 万 3 0 0 万 4 0 0 万か、そ

	んだけの費用を使うてね、これをする必要があるのかと。 こういう非課税世帯が700世帯あって、ほんで1人3万円ということだったらこれは現場で調べたらすぐわかることやきに。それをね、こういう費用をかけて委託にかけて支援給付金システムの改修委託料と、何で必要なのか。 税務課で聞いたらすぐ分かるし、ほんでそれに対してじき手をうっていったら人数はわかる。世帯数もわかる、金額もわかってる
議長	(福島 登 議長) この金額でなぜ必要かを質問したいんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うん。
議長	(福島 登 議長) いやもう一問一答でやってください、田島さん。わからんかってしまいます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 後それで配布するだけなんです。しよいことなんです。節約できたら印刷導入してるとすれば印刷……
議長	(福島 登 議長) それは自己の意見なんでね、聞きたいことだけやってください田島さん。わからんようになってしまう。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それぐらいのことは言わしてもらわんと説明ができません。答弁ができません。
議長	(福島 登 議長) システム、あるでしょ。なぜ必要かを聞きたいわけじゃないんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 改修費用の内容。
議長	(福島 登 議長) すいません執行部、1 2 節の委託料のところ。1 2 節の委託料、委託の内容と、なぜ必要か。 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 委託の改修につきましては、1 2 月のときの (自席より、誰誰の議員の質問に言わんととの声あり) 申し訳ありません。 田島議員の質疑にお答えします。 委託費の改修につきましては、事務を効率的にすることと、こちらのほうで、1 2 月 1 7 日現在を基本としたもののときに、非課税世帯が何人いるかということ、効率的に行うためには、委託をしないと分からないため、こちら設計委託を計上させていた

	だいております。補助につきまして１００％補助になります。以上です。
議長	（福島 登 議長） 設計やない、改修やろ。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	（手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） すいません、システムの改修になります。以上です。
議長	（福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） そんな
議長	（福島 登 議長） 再問ですか。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 再問です。
議長	（福島 登 議長） 再問ね、はい。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） そんなことが必要になるんですか。

	人数もわかってる、金額もわかってしてるのに、そんな270万もかけて改修するような、もうそのまま、以前にもこういうことあったと思いますが、そういうものを踏まえたら、すぐもうこの費用は私は要らないという考えを持っていますが、
議長	(福島 登 議長) いやそれはもう討論でやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやもう一度詳しく説明をもらえたらいいが、なかったらいいです。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の再問にお答えします。 700世帯というのも今までの6年度か5年度に実施した数をもとにしてますんで、確実なものじゃありません。 それを正確にするためにはやっぱり、委託をかけて改修をする必要があるため計上させていただいております。以上となります。 (自席より、終わりますとの発言あり)
議長	(福島 登 議長) 田島毅三夫君の質疑が終わりました。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ありますあります、聞いちゃってください。 そこで寄付にならないように受け取ると置いていったところ、 (自席より、発言あり) まあ待ってください。 …結果…から拾い物として…です。 住民代表の議員は職員と違って別職につけるんですよ。私もいろいろ仕事をしています。給料以外に。生活に困らない、皆さん、私も、その議員が住民さん困窮の今、血税から追加ボーナスをもらうことはできないと。してはいけないと。そういう意味で反対討論としたいと思います。以上です。 (自席より、議長、さっきの議員の…全員賛成やったやろ。との発言あり) (自席より、ほやきにもう混乱しよるのやきに。ほやきに…との発言あり) (自席より、全員…との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 混乱しよんやったらね (自席より、そうじゃないわ！1日おいてもらいたい…勉強できる……との発言あり) (自席より、複数人の発言あり) (自席より、まああの一との発言あり) もう終わりました。 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり)

(自席より、ほんまに、えらい目にあった。との発言あり)
次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)
討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 8 2 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、
第 6 号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。挙手 7 人であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 9、議案第 8 3 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業
特別会計補正予算、第 2 号を定めることについての件を議題とし
ます。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)
質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 8 3 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 2 号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 1 0、議案第 8 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 8 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 1 1、議案第 8 5 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 8 5 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別

	会計補正予算、第 3 号を定めることについての件を、挙手により採決します。 本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり、可決されました。 日程第 1 2、議案第 8 6 号、町道の路線認定及び廃止についての件を議題とします。 質疑はありますか。 2 番、廣田 斎史 君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 町道白浜 1 3 号線と甲浦 4 号幹線の接続ということですが、これを接続する理由を伺います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 廣田議員の質疑にお答えします。 これは接続することによって、集落活動センターなぎへの経路の避難路とか、そういう経路の利便性を高めることにもつながると思います。以上です。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田 斎史君。 (廣田 斎史 議員) 避難路等ということだったんですが、この道幅と、車も通れるのか、これちょっと伺います。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 廣田議員の再問にお答えします。 詳細設計のほうはまだですが、基本的には 4 メーター道路で車も通れるような町道にしたいと思ってます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 7 番、田島 毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 同じことでお聞きしたいと思います。 これは何メートルありますか、全長。それから、所有者の方はだいぶおられると思うんですが
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	田島さん、一つずつ一問一答でやってください。 (田島 毅三夫 議員) これぐらいは
議長	(福島 登 議長) いやもうね、メーターとかっていうんと、次に、地権者の話はもう別な話になります。全長。 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 新たに延長する部分については、約 90 メーターになります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) この予定に道路のところで今地権者の方は何人おられて、了解をもらっておるのでしょうか。 もう話合えてるんでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。 (自席より、再問です。ああ…との発言あり)

	え、新しい質問。 （自席より、新しいか。との発言あり） 新しい質問ね。 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	（生田 憲一 産業建設課長補佐） 廣田議員、すいません、田島議員の質疑にお答えします。 一応地権者のほうは2名おりまして、了解のほうは得ております。
議長	（福島 登 議長） 7番、田島毅三夫君。
7番議員	（田島 毅三夫 議員） 完成はいつを考えてますか。
議長	（福島 登 議長） これも再問題でええすか。 （自席より、うん、再問でええよ。との発言あり） 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	（生田 憲一 産業建設課長補佐） 田島議員の再問にお答えします。 数年かかると予想してますが、完成年度は確定はまだしておりません。 （自席より、以上です。との発言あり）

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより、討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 8 6 号、町道の路線認定及び廃止についての件を、挙手により採決します。 本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり、可決されました。 日程第 1 3、報告第 7 号、専決処分の報告についての報告を求めます。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長)

議長	議案提案理由説明書の１２ページをお開きください。 報告第７号、専決処分の報告について地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において、町長の専決処分事項に指定されている事項について、次のとおり、専決処分をしたので、同条第２項の規定によりご報告をいたします。 令和６年１２月２３日提出でございます。 専決処分の内容は、損害賠償の額を定めることについてでございますが、地方自治法第１８０条第１項の規定によりまして、令和６年１１月２１日付で、次のとおり専決処分をしております。 相手方は東洋町の法人でございます。 事案の概要としましては、令和６年９月２２日日曜日、午前８時頃、相手車が東洋町大字野根丙２６９５番地付近の林道走行中、大雨により垂れ下がった竹の枝が車体上部に接触し破損させたものでございます。 損害賠償金として、１０万７４２６円をお支払いしております。以上でございます。 （福島 登 議長） 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。 （自席より、発言あり） これにて会議を閉じます。 報告ですのでね。もうそれは質問ないです。 （自席より、ほんなら反対討論ないかとの発言あり） ないです。報告ですよ、田島さん。もうずっとやっとう。報告にはそらないです。 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。
----	--

	これにて会議を閉じます。 これで、令和 6 年第 3 回東洋町議会臨時会を閉会します。 どうもお疲れ様でした。 これで、議会放送を終了いたします。 (閉会時間：11 時 09 分)
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 2 / 日

議 長 福島 登

署名議員 廣田 育史

署名議員 大坪 千倫